

大 個 審 第 3 1 号

(答申第367号)

令和2年11月18日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会

会長 長谷川 佳彦

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

令和2年11月16日付け市第3055号で諮問のありました「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の条例による利用について (諮問)」に関し、大阪府住民基本台帳法施行条例 (平成23年大阪府条例第7号) 第6条に基づき審議した結果、個人情報の保護に万全を期すことを前提に、別紙に掲げる事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することを適当なものと認めます。

本人確認情報の利用にあたっては、住民基本台帳ネットワークシステムを取り扱う職員への研修や漏えい防止措置の徹底などセキュリティ確保を徹底し、個人情報の保護に万全を期し、適正に利用されるよう配慮願います。

(別 紙)

○利用事務

事 務 名 大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金に関する事務

事 務 概 要 府立大学等の設置者である公立大学法人大阪に対し、授業料等減免
の実施に係る授業料等支援補助金を交付する。

根拠法令等 大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金交付要綱